

『高年齢雇用継続給付支給再開』に係る ご案内の終了について

今般、個人情報漏えい防止の観点から、高年齢雇用継続給付金の支給再開に係るご案内につきましては、令和8年3月31日時点で高年齢雇用継続給付金の支給再開対象となる方をもちまして、終了とさせていただきます。

つきましては、前職で高年齢雇用継続給付金の受給資格確認手続きを行っていた方が、転職により新たに雇用保険の被保険者（以下「被保険者」）となり、新たに被保険者となった事業所で高年齢雇用継続給付金の支給を受けられる可能性がある場合、資格取得届に対してハローワークから交付する『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）』に「**高年齢雇用継続給付受給可**」と表示されます。

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 （事業主通知用）のイメージ

雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）

確認（受理）通知年月日 R070720	雇用保険被保険者資格取得届に基づき、下記のとおり確認（通知）します。			札幌東 公共職業安定所長 業務安定所長印
被保険者番号 5050-123456-7	事業所番号 0123-987654-3	管轄区分 0	資格取得年月日 R070701	
被保険者氏名 コウレイ タロウ	性別 2 (1 男 2 女)	生年月日(元号一年月日) 4 020401 (2 大正 3 昭和 4 平成 5 令和)	取得時被保険者種類 1 (1 又は9 一般 2 又は3 高年齢 11 高年齢(65歳以上))	転勤の年月日
事業所名称 株式会社 行政物流	** 高年齢雇用継続給付受給可			

「高年齢雇用継続給付受給可」と表示された方が、次の①・②に該当する場合は、高年齢雇用継続給付金の支給対象となります。

- ① 60歳から65歳に達する日までに新たに雇用された一般被保険者であること
- ② 新たに被保険者となる前の被保険者期間との空白期間が1年以内であり、その間に基本手当等の受給を受けていないこと

支給申請を希望する場合は裏面を確認のうえ、『高年齢雇用継続給付受給資格確認票』を管轄のハローワークへご提出いただきますようお願いいたします。

- 高年齢雇用継続給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が支給申請を行う必要があります。
- 60歳に達する日等と比較して賃金が低下していない場合などは、不支給となることがあります。
- 前事業所の賃金が支給再開後の対象月に入る場合、「喪失前事業所賃金証明書」を提出して下さい。（前事業所分の賃金額も含め、60歳に達する日等と比較し、賃金低下率を算定します）

『高年齢雇用継続給付受給資格
確認票』の様式はこちら→



『喪失前事業所賃金証明書』
の様式はこちら→



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク札幌・札幌東・札幌北

高年齢雇用継続給付受給資格確認票
のイメージ

(必ず第2面の注意書きをよく読んでから記載してください。)

2025, 3